

愛媛県児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付の手引き

令和7年10月 ※修正版



自立支援資金の貸付けを受ける方へ

- 貸付けの額は高額になります。返還免除に至らず、返還しなければならなくなると、あなたや、あなたのために連帯保証人となってくれた方が何年にもわたって返還を続けることになります。
- 貸付金は、貸付けを受けた理由どおりに、計画的に活用してください。
- 退学・退職を考えた場合には、まず入所していた施設などによく相談してください。やむを得ず退学・退職する場合には、すぐに愛媛県社会福祉協議会に報告してください。
退職しても、求職活動を行っていれば、返還には至りませんので、退職した場合には、速やかに求職活動を行うようにしてください。
- 資金交付中は、毎年（4月頃）、在学又は就業状況確認の文書が届いたら、期限までに必ず必要書類を愛媛県社会福祉協議会に提出してください。
- 返還免除のためには、5年間（資格取得支援費は2年間）、週20時間以上就業する必要があります。
- 返還猶予期間中、返還免除が決定するまで、毎年（4月頃）在学又は就業状況確認の文書が届いたら、期限までに必ず必要書類を愛媛県社会福祉協議会に提出してください。（学校や会社に書類の発行や記入等をお願いする必要があります）
- 生活環境に変化がありましたら、愛媛県社会福祉協議会に届け出てください。（離職した、退学・休学する、引越をした、電話番号が変わったなど）
- 報告・届出後、愛媛県社会福祉協議会からの指示がありましたら、それに従ってください。

目次

1	事業の概要	1
2	貸付対象者	2
3	貸付期間および貸付額	3
4	申請期間	3
5	利子	3
6	貸付できない場合	3
7	連帯保証人及び法定代理人の同意	4
8	児童養護施設等及び里親等への協力依頼事項	4
9	借入相談・申請から資金交付までの手続きの流れ	5
10	提出書類	6
11	貸付後の流れ	
	（1）資金交付中	7
	（2）返還の猶予	8
	（3）返還の免除	9
	留意事項	10
12	返還について	
	（1）返還の内容・返還期間・方法	11
	（2）返還の流れ	11
	（3）延滞利子	12
13	その他契約の解除及び貸付けの休止	12
14	届出義務	13
15	愛媛県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱	14
16	愛媛県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業運営要領	20
17	様式集	24

1 事業の概要

(1) 事業の目的

愛媛県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」）に入所中又は里親又はファミリーホーム（以下「里親等」）に委託中の方及び児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方に対して、「自立支援資金」を貸付けることにより、円滑な自立を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」）が行います。

(3) 資金種類

自立支援資金には、次の3つの資金があります。

- ① 生活支援費
- ② 家賃支援費
- ③ 資格取得支援費



2 貸付対象者

貸付対象者は、以下の3つの区分に分類され、対象者の区分ごとに申請可能な資金が異なります。

区分	要件	対象資金種類
進学者	<p>*次の<u>いずれにも</u>該当する者</p> <p>①<u>大学等への進学を機に</u>、児童養護施設等※1を退所した者又は里親等※2の委託を解除されてから5年以内の者</p> <p>②保護者等からの経済的な支援が見込まれない者</p> <p>③大学等※3に在学し、かつ正規の就学年数の範囲内にある者</p> <p>※上記①には、措置延長により大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者を含む。</p>	<p>生活支援費 家賃支援費</p> <p>(※両方又はいずれかのみ申請可)</p>
就職者	<p>*次の<u>いずれにも</u>該当する者</p> <p>①<u>就職を機に</u>、児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除されてから5年以内の者</p> <p>②保護者等からの経済的な支援が見込まれない者</p> <p>③就職している者</p> <p>※上記①には、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に、児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者を含む。</p>	<p>家賃支援費</p>
資格取得希望者	<p>*次の<u>いずれかに</u>該当し、就職に必要となる資格の取得を希望する者</p> <p>①児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者</p> <p>②児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除されてから5年以内の者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者</p>	<p>資格取得支援費</p>

※1 「児童養護施設等」…愛媛県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）又は自立援助ホームをいう。

※2 「里親等」…愛媛県内に居住する里親若しくは愛媛県内に所在するファミリーホームをいう。

※3 「大学等」…学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校をいう。（大学院は貸付対象外）

3 貸付期間および貸付額

貸付対象者・貸付期間・貸付額一覧表

資金種類	貸付対象者			貸付期間	貸付額
	退所又は委託解除から5年以内の方		入所中又は委託中の方		
	進学者	就職者			
生活支援費	○	—	—	在学期間	月額50,000円
家賃支援費	○	○	—	進学者 在学期間	月額 1か月あたりの家賃相当額 (管理費及び共益費含む) ※居住地における生活保護制度上の 単身世帯住宅扶助額を上限とする
				就職者 2年間	
資格取得支援費	○	○	○	一括交付	資格取得に要する費用の実費 250,000円以内

※申請はそれぞれ1回まで

4 申請期間

4月からの貸付けを希望する場合：進路が決まり次第随時

その他（資格取得支援等）：随時

注：年度毎の申請となります。年度を遡っての申請はできません。

5 利子

無利子

6 貸付けできない場合

- (1) 大学等に進学し、生活支援費又は家賃支援費の貸付けを受けていた者が、大学等を途中で退学して就職した場合、原則として返還となり、就職者として家賃支援費を継続して貸付けはできません。
- (2) 大学等在学期間中に生活支援費又は家賃支援費の貸付けを受けた場合、大学等を卒業後、就職者として家賃支援費の貸付けを受けることはできません。
- (3) 施設等退所（里親委託解除）後に5年が経過した後に、進学又は就職した場合は生活支援費又は家賃支援費の貸付けの対象にはなりません。
- (4) 大学院に入学した場合は、自立支援資金の貸付対象にはなりません。

9 借入相談・申請から資金交付までの手続きの流れ

※貸付決定前

事前相談	<p>○借入希望者は、施設等の担当者に、借り入れの必要性や返済の見込みや、連帯保証人の有無等をご相談ください。</p> <p>○相談の結果、貸付けを希望する場合は、施設等の担当者から県社協に電話でご連絡ください。</p>
------	--



申請書類の確認と提出	<p>○貸付申請書等に必要事項を記入し、必要な関係書類を添えて、県社協生活支援課へ提出してください。</p> <p>○申請書類の準備にあたっては、本手引きP6をご参照ください。</p>
------------	--



審査	<p>○審査し、貸付けの可否を判断します。</p> <p>※審査の結果、条件付きの貸付けとなる場合や貸付けができない場合があります。</p>
----	--



結果通知	<p>○貸付決定通知若しくは不承認通知を借入希望者及び推薦者（児童養護施設等又は里親等）に送付します。</p> <p>※申請書類受理後、1か月程度で結果通知を送付します。ただし、申請書類に不備等がある場合、審査が混みあっている場合等は、結果通知までにさらに時間がかかる場合があります。</p>
------	--



※貸付決定後

借用書等の作成・提出	<p>○貸付決定通知とともに送付する借用書に、貸付決定者及び法定代理人、連帯保証人が自署で署名、実印を押印のうえ、口座振込依頼書等関係書類を添えて県社協生活支援課へ提出してください。</p> <p>※必要に応じ、貸付決定時に追加書類の提出等条件が付される場合があります。</p>
------------	---



資金の交付	<p>○県社協が借用書等を受理後、借受人が指定する本人名義の口座に資金を交付（振込み）します。</p> <p>生活支援費 家賃支援費・・・毎月15日（※土日祝の場合は前営業日）</p> <p>資格取得支援費・・・・・・・・一括交付</p>
-------	---

※資金交付前に、大学等を入学辞退または退学、就業先を内定辞退または離職した場合等は、貸付けを辞退していただくことになります。

10 提出書類

【貸付決定前】

提出書類		生活 支援費	家賃 支援費	資格 取得 支援費	備考
①	貸付申請書（様式第1号）	○	○	○	
②	誓約書（様式第2号）	○	○	○	※2025年から不要
	同意書・意見書（様式第2号）	○	○	○	
④	住民票（申請者・連帯保証人）	○	○	○	発行から3か月以内のもの
⑤	所得証明書（連帯保証人）	○	○	○	課税証明書
⑥	在学又は就職（内定）していることが確認できる書類	○	○		進学者 合格決定通知⑤、在学証明書等 ※学生証のコピーは不可 就職者 雇用証明書、在職証明書等
⑦	家賃の金額が分かるもの		○		賃貸契約書⑤等
⑧	取得を希望する資格の内容や費用の内訳等が分かるもの			○	領収書⑤、請求書⑤・見積⑤・学校のパンフレット等

※⑤はコピーでも可

【貸付決定後】

提出書類		生活 支援費	家賃 支援費	資格 取得 支援費	備考
①	貸付決定通知書	○	○	○	印紙税法に定める額の収入印紙を貼付、割印してください
	借用書（様式第3号）	○	○	○	
③	印鑑登録証明書 （申請者・連帯保証人）	○	○	○	発行から3か月以内のもの
④	振込口座申込・変更申請書 （様式第4号）	○	○	○	
	住所氏名変更届（様式第11号）	○	○	○	申請時から住所が変わっている場合

各種様式等は県社協のホームページからダウンロードが可能です

<https://www.ehime-shakyo.or.jp/support/児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業/>



11 貸付後の流れ

(1) 資金交付中

資金の交付中は、在学状況、就業状況等を確認するため1年ごとに書類の提出が必要です。(毎年4月頃、書類提出の通知文を郵送します)

県社協から書類提出の通知文が届いたら、期限までに必ず書類を提出してください。書類の提出がない場合、貸付けた資金の返還が生じます。

提出書類	進学者・・・在学証明書 就職者・・・業務従事届（様式第10号）
------	------------------------------------

資金の交付中に状況が変わった場合には、速やかに施設の担当者や県社協に連絡し必ず必要書類を提出してください。

【必要書類例】

転居した場合

住所氏名変更届（様式第11号）

住民票（発行から3か月以内のもの）

離職した場合

休学・停学・復学・留年・退学・離職届（様式第5号）

従事期間証明書（様式第8号）

求職中

求職活動期間等申告書（様式第15号）

転職した場合

就学先・就業先変更届（様式第12号）

業務従事届（様式第10号）

休学・停学・復学・留年・退学した場合

休学・停学・復学・留年・退学・離職届（様式第5号）

休学証明書・退学証明書・在学期間証明書など（学校が発行したもの）

転校した場合

就学先・就業先変更届（様式第12号）

在学証明書（学校が発行したもの）



(2) 返還の猶予

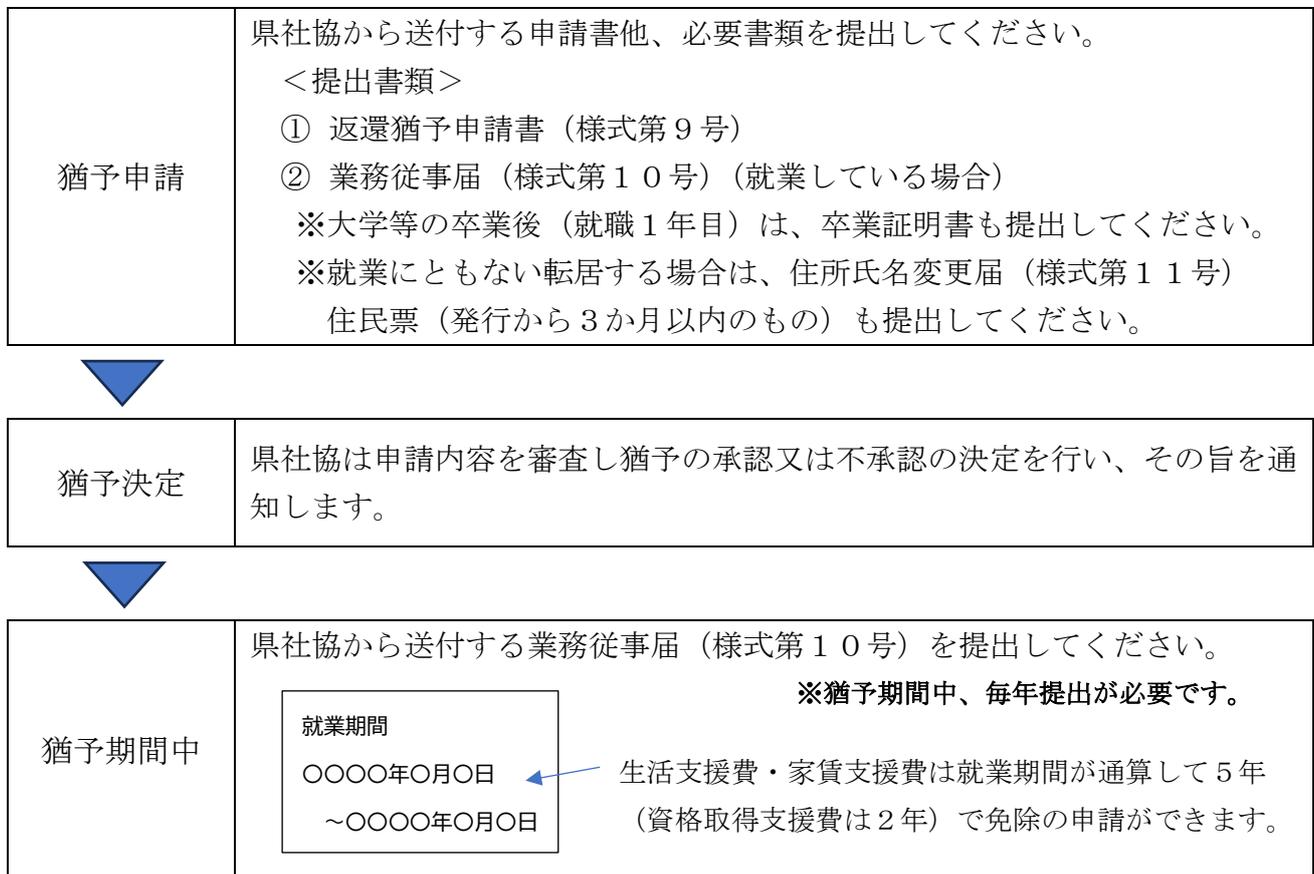
次の事項のいずれかに該当したときは、申請により資金の返還の猶予を受けることができます。

- ① 貸付けを受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間。
- ② 貸付けを受けた資格取得希望者が、次のいずれかに該当する場合に、それぞれの事由が継続する期間。
 - ア. 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
 - イ. 大学等に在学しているとき
- ③ 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- ④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

返還の免除が決定するまでの猶予期間中は、就業状況等を確認するため、1年ごとに書類の提出が必要です。(毎年4月頃、書類提出の通知文を郵送します)

県社協から書類提出の通知文が届いたら、期限までに必ず書類を提出してください。書類の提出がない場合、返還猶予の意思がないものとみなし、返還を求めることがあります。

猶予申請から免除までの流れ



就業の考え方についてはP10の留意事項を参照ください。

(3) 返還の免除

次の免除要件に該当する場合は、貸付金全部の返還を免除します。

なお、①から③の就業期間中に、業務上の事由により、死亡又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなった場合も、同様とします。

免除要件	
① 進学者	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
② 就職者	就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
③ 資格取得希望者	就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき (大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた者は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき)

免除申請	<p>県社協から送付する申請書及び証明書を提出してください。</p> <p><提出書類></p> <p>返還免除申請書 (様式第7号)</p> <p>業務従事期間証明書 (様式第8号)</p>
------	--



免除決定	<p>県社協は申請内容を審査し、免除の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。</p>
------	---



留意事項

1 就業の考え方

就業の考え方は、次のとおりとなります。

(1) 就業時間

1週間の所定労働時間が20時間以上である必要があります。なお、1日当たりの労働時間については、特段の定めはありません。

(2) 就業継続の取扱い

- ①一旦離職しても、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入します。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間（資格取得支援費にあつては2年間）の期間満了を迎える必要があります。このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日をもって5年間引き続き就業を継続したものとみなします。なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入しませんが、就業しているものとみなして、要綱第11第2項第1号の裁量猶予の対象とします。
- ②災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により離職して、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しません。

2 求職活動を行っている間に行うべきこと

- (1) 就労支援機関等に求職登録したときは、求職登録証明書を提出してください。
- (2) 求職活動を行っている間は、次のいずれかを行っていることを証する書類を提出してください。

①月1回以上の求人への応募

②原則月2回以上の次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動

ア 公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働派遣機関等をいいます）が行う職業相談、職業紹介等

イ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦による公共職業訓練等の受講、就職支援計画に基づく求職者支援訓練の受講、公共職業安定所の指導による各種養成施設への入校及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等の受講

エ 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等の利用

12 返還について

(1) 返還の内容・返還期間・方法

次の事項のいずれかに該当したとき（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする）内に、県社協が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還いただきます。

- ① 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ② 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- ③ 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
- ④ 業務外の事由により死亡又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

※「資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 資格を取得するための課程の履修を中止したとき
- ② 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

(2) 返還の流れ

- ① 返還の事由が発生
- ② 県社協に速やかに連絡
- ③ 必要書類の提出
返還計画申請書（様式第6号）
休学・停学・復学・留年・退学・離職届（様式第5号）
氏名・住所変更届（様式第11号）
辞退届（様式第16号）
- ④ 提出書類をもとに審査し返還期間等が決定
- ⑤ 返還計画書に沿って返還（指定された期日までに指定口座に振込み）
- ⑥ 返還完了後借受人及び連帯保証人に完了通知発送及び借用証書等を返却

(3) 延滞利子

正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該の返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき、年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※次の要件に該当する場合は、返還債務の額の全部又は一部が免除となる場合があります。

なお、免除額は就業を継続した期間により決定します。

①全部又は一部を免除

・死亡又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき

②一部を免除

・貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき

・貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

13 その他契約の解除及び貸付けの休止

(1) 契約の解除について

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日が属する月の翌月分以降の貸付けは解除となります。

① 進学者が大学等を退学したとき

② 就職者が就職先を離職したとき

③ 進学者・就職者が死亡したとき

④ 進学者・就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

⑤ 虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき

⑥ その他県社協会長が資金貸付けの必要がないと判断したとき

(2) 貸付の休止

停学の処分を受けたときは、その日が属する月の翌月分から、復学した日の属する月の分まで、資金の貸付けは行いません。



14 届出義務

次のいずれかの事項に該当したときは、速やかに県社協に連絡し、以下の所定の様式を提出してください。

届出を要する事項	所定の様式
住所・氏名・電話番号に変更があったとき	氏名・住所変更届（様式第11号） 住民票
休学、停学、復学、留年、退学したとき	休学・停学・復学・留年・退学・離職届 （様式第5号） 大学等が発行する証明書類
転校したとき	就学先・就業先変更届（様式第12号） 大学等が発行する証明書類
離職したとき	休学・停学・復学・留年・退学・離職届 （様式第5号） 従事期間証明書（様式第8号）
転職したとき	就学先・就業先変更届（様式第12号） 業務従事届（様式第10号）
就職したとき	業務従事届（様式第10号）
資格を取得したとき	取得した資格証（免許証）のコピー
借受けた資金を返還するとき	返還計画申請書（様式第6号）
返還の免除を申請するとき	免除申請書（様式第7号）
辞退するとき（返還対象になったとき）	辞退届（様式第16号）
求職中	求職活動期間申告書（様式第15号）

各種様式等は本会のホームページからダウンロードが可能です



<https://www.ehime-shakyo.or.jp/support/児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業/>

実施要綱・運営要領要領

各種届出様式は、

ホームページ掲載のものをご利用ください。



制度内容の問い合わせ・各種申請書・届出書等の提出先

愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 生活支援課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-8384 FAX 089-921-5289

